

(仮称)荒川統合保育園建設検討委員会設置要綱

平成23年4月28日

村上市告示第214号

(設置)

第1条 (仮称)荒川統合保育園(以下「統合保育園」という。)建設を円滑に推進するため、統合保育園建設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 統合保育園建設の実施設計に必要な事項の協議に関する事。
- (2) その他統合保育園建設に必要な事項の協議に関する事。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了したときまでとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、第2条に規定する委員会の所掌事項が終了したときにその効力を失う。